

## 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度に関する検討事項の検討 —独占的利用許諾構成について—

### 5. その他の付随的検討事項

#### ■施行日前に設定された独占的ライセンスを保護対象にすることの要否・可否

##### (1) 問題の所在

令和元年度のワーキングチームにおいて行った関係者へのヒアリングにおいては以下のように、既存の独占的ライセンスの保護を求める意見も見られたところである。そこで、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度を導入した場合に、同制度施行日前に設定された独占的ライセンスにも差止請求権を付与することについての考え方を整理したい。

#### 【著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）】<sup>1</sup>

##### 【一般社団法人日本映像ソフト協会】

○出版権的構成については、既存の債権的な独占的ライセンス契約について現行法における取扱いのままとなるのであれば、現に保護が必要な独占的ライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないと考える。別途物権的権利を創設することは、それが利用されるかどうか定かではないが、既存の債権的な独占的ライセンス契約を保護することが重要である<sup>2</sup>と考える。

##### (2) 論点

- ・施行日前に設定された独占的ライセンスにも差止請求権を付与する必要性・相当性があると考えてよいか。

#### ■複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約の取扱い

##### (1) 問題の所在

複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約についても、独占的ライ

<sup>1</sup> 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）17頁

<sup>2</sup> この点については、令和元年度のヒアリングにおいて、一般社団法人日本映像ソフト協会から、「今問題なのは現に今ある独占的ライセンシーの権利が保護される、そういう仕組みが構築されるということが重要だと思いますので、既存のものは現行のままということではなく、対抗制度あるいは差止請求の制度というものを設けていただきたいと考えているところがございます。」との説明がなされている。

センスに基づく差止請求権を付与することについての考え方を整理したい。

## (2) 論点

- ・複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約としては、複数のライセンシーが共同で利用行為を行うことを許諾する場合や複数のライセンシーがそれぞれ独立して同じ範囲で利用行為を行うことをそれぞれのライセンシーに許諾する場合において、各契約で認められたライセンシー以外の者に重複するライセンスを付与しない旨の合意がされている場合が考えられるが、これらの場合において、独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについてどのように考えるか。

### ■独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い

#### (1) 問題の所在

独占的ライセンシーから独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーについても独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについての考え方を整理したい。

#### (2) 論点

- ・独占的ライセンシーから独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーについても独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについてどのように考えるか。
- ・独占的サブライセンシーに差止請求権を認めるとした場合、独占的サブライセンシーと独占的ライセンシーの有する差止請求権は別個独立したものとして、独占的サブライセンシーは独占的ライセンシーの承諾なく同請求権を行使できると考えてよいか。

### ■特許法その他の知的財産権法との関係

#### (1) 問題の所在

特許法その他の知的財産権法との関係についての考え方を整理したい。

なお、調査研究においては、特許法との比較で、「著作権法における利用許諾に相当する通常実施権を有するに過ぎない者に対して、固有の差止請求権を認める規定は存在」せず、「そのような差止請求権を認めることができるかどうかは、解釈によることになる」ことを前提に以下のようにまとめられている。

#### 【調査研究】<sup>3</sup>

①通常実施権者に固有の差止請求権を認めるか、および、②債権者代位権の転用によって、通常実施権者が特許権者に代位して差止請求権を行使することを

<sup>3</sup> 調査研究129及び130頁

認めるか、に関する特許法における議論（なお、実用新案法、意匠法、商標法のいずれにおいても、特許法の場合と同様の議論が行われている）を概観した。結果として、①については、非独占的通常実施権はもとより独占的通常実施権であっても、解釈によって認めることは難しく、②についても現状は、解釈によって対応可能か否かは不確実である。言い換えれば、通常実施権者に、侵害者に対する差止請求権を何らかの形で認めるとするならば、立法措置を講ずることが最も確実ということになる。

よって、仮に著作権法において、利用許諾を得た者に侵害者に対する差止請求権を認めることを確実にするために、何らかの立法措置を講じるべしとの結論に至ったとしても、それは特許法などにおける議論の方向性と大きく乖離するものではない。

## （２） 論点

- ・著作権法において、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する立法措置を講じることが、特許法その他の知的財産権法における議論や考え方と大きく乖離するものではないと考えてよいか。むしろ、著作権法においては、特許法の専用実施権や商標法の専用使用権のような独占的ライセンシーの独占性を保護する手段が出版分野における出版権以外に用意されていない点で、独占的ライセンシーがその独占性を確保するための手段について何等かの立法措置を講ずる必要性は、それらの他の知的財産権法に比して高いと考えられないか。
- ・当該立法措置を講ずるにあたって、特許法その他の知的財産権法との関係で留意すべき事項があるか。

### ■差止めの範囲

#### （１） 問題の所在

独占的ライセンスに基づく差止請求権の差止めの範囲についての考え方を整理したい。

#### （２） 論点

- ・独占的ライセンスに基づく差止請求権の差止めの範囲は、当該ライセンス契約に定めるライセンス（利用権）の範囲になると考えられ、これは当該契約の解釈によってその範囲が画されると考えられるため、差止めの範囲について何等か限界を法定する必要はないと考えてよいか。

以上